



栃木県精神保健福祉士会 入会のご案内



栃木県精神保健福祉士会とは

精神保健福祉士は、社会福祉学を基盤とする専門職種です。精神保健福祉士は、障がいを抱えながらもその人なりのごく普通の生活を営むことができるように、相談・支援・援助・調整等を行う職種です。また、障がい者のニーズを対象者等と共有しその解決をめざし、伴走者としての支援活動を行っています。

栃木県精神保健福祉士会は栃木県内の精神科病院、精神障がい者福祉サービス事業所、相談支援事業所、広く精神保健福祉関係機関等に勤務する精神保健福祉士の職能団体です。会員相互の連携は勿論、会員の研鑽をとおして個々の資質の向上に努めることを目的としています。資質向上のもと、精神医療・保健・福祉の領域において、地域住民の精神保健福祉の増進に寄与するとともに、精神障がい者の社会的復権と福祉のための専門的・社会的活動に邁進することを目的に活動しております。



栃木県精神保健福祉士会の概要

設立年月日	平成12年5月
会員数	106名（平成31年4月現在） ※会員数は年々増加しています。
理事・監事	理事12名 監事2名（平成31年4月現在）

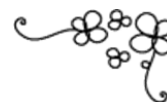


栃木県精神保健福祉士会の事業内容

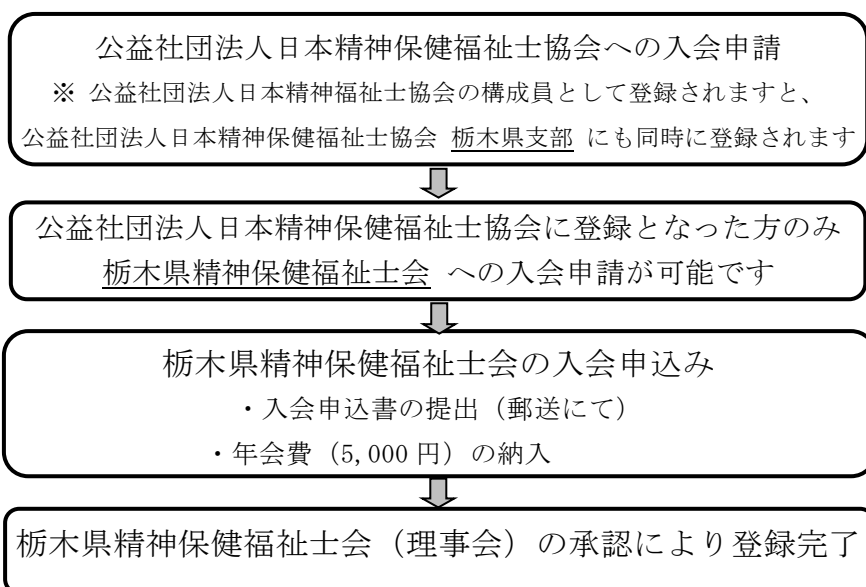
当会は、研修委員会・学術委員会・事務局の3部門で構成されています。

- 1 会員の資質及び専門領域の技術向上に関する事業
 - 2 精神障がい者等の権利擁護に関する事業
 - 3 精神保健福祉の調査研究に関する事業
 - 4 精神保健福祉の啓蒙・啓発に関する事業
 - 5 研修・研究・後援等、各種団体との連携及び共同事業
 - 6 当会としての、災害対策計画の策定事業
 - 7 当会会員間における情報共有・情報収集の事業
 - 8 その他目的達成に関する事業
- ※ 平成23年以降、東日本大震災における復興支援を微力ながら継続して行っています。





栃木県精神保健福祉士会入会手続き



- ① 公益社団法人日本精神保健福祉士協会の会員であることが必要です。
栃木県内在住もしくは栃木県内にある精神保健福祉関係の事業所に勤務していることが、入会の条件となります。
- ② 「栃木県精神保健福祉会入会申込書」に必要事項をご記入の上、事務局（とちぎソーシャルケアサービス共同事務所）まで郵送してください。
（FAXでのお申込は受け付けておりません。）
- ③ 入会申込書をご提出後、年会費（5,000円）を指定口座へお振込みください。入会金はございません。
- ④ 入会承認後、当会の規約等をお送りいたします。また、広報誌『PSW通信』や研修・イベント等のお知らせを定期的にお送りしています。

- * 様々な新着情報や会員相互の連絡等に当会専用のメーリングリストを利用しています。入会の際は、是非メーリングリストへの登録をお願いいたします。
- * 栃木県内における仲間づくりにお役に立てると思います。精神保健福祉士としての価値を確認するためにも一緒に研鑽していきましょう。
- * その他、不明な点などございましたら、お気軽に下記事務局までお問い合わせください。

栃木県精神保健福祉士会事務局

（とちぎソーシャルケアサービス共同事務所）

〒320-8508 宇都宮市若草 1-10-6 とちぎ福祉プラザ内

Tel 028-600-1725 / Fax 028-600-1730

* 事務局対応時間 月曜日～金曜日 10:00～16:00

（但し、国民の休日、夏季休暇と年末年始は除く）

